

集配金サービス利用規定

1. (本サービスの対象)
本サービスの対象となるサービスは、売上代金の定例的な預入金の集金（以下「集金サービス」という）および両替金の配金（以下「配金サービス」といい、集金サービスと併せて「集配金サービス」という）とします。
2. (集金サービスの対象)
集金サービスの対象は、紙幣・硬貨および直ちに交換呈示できる小切手（以下「現金等」という）とします。
3. (集金サービス、配金サービスの再委託)
当行は、売上代金の集金サービスおよび配金サービスを、自己の責任と負担のもとに、再委託することができるものとします。
4. (集配金サービスを利用する営業所)
集配金サービスを利用できる営業所は、お客様指定の営業所とします。なお、対象となる営業所を変更するときは、遅滞無く申し出てください。
5. (訪問頻度・日時)
訪問頻度・日時は、双方での相談のうえ取り決めるものとします。
6. (現金収納容器の使用等)
売上代金をあらかじめ当行所定の入金票に店番・預金種目・口座番号・氏名・入金額・日付を記入し、当該入金票と現金等を当行が指定する現金収納容器（以下「集金現金バッグ等」という）に入れ、その集金現金バッグ等を施錠のうえ、当行に引渡してください。
7. (集金現金バッグ等の受渡し)
 - (1) 集金現金バッグ等の受渡しにあたっては、相互に集金現金バッグ等の施錠状況・外装異常の有無および数量を確認するものとします。
 - (2) 集金現金バッグ等の授受の確認にあたっては、当行所定の「受渡伝票」等を使用するものとします。
8. (集金現金等の算定)
 - (1) 現金等の算定は、当行が集金現金バッグ等を受領した日の翌々営業日までに行うものとします。
 - (2) 算定の結果、入金伝票に記載された金額が当行で確認した現金等の在高と相違している場合には、預金への入金当行が確認した金額によるものとします。
9. (預金への受入)
当行が算定し確認した金額を算定日当日にお客様指定の預金口座へ受入れます。
10. (両替の申込)
両替の申込は、原則として両替金引渡日の3営業日前21時（引渡日が銀行休業日の場合は、4営業日）までに両替の金種・金額を委託会社所定の手続きにより申し込んでください。
11. (両替代り金の受渡し)
両替金の授受の確認にあたっては、当行所定の「受渡伝票」を使用するものとします。
12. (両替代り金の引落し)
当行に申込した両替の代り金は、原則として預金通帳および払戻請求書または小切手等を受理することなく、両替金引渡日の当日（一部地域および引渡日が銀行休業日の場合は前営業日）にお客様指定の預金口座から引落すことができるものとします。
13. (取扱手数料)
 - (1) 毎月の取扱手数料は、双方で取り決めた金額により、取扱月の翌月7日（銀行休業日の場合は翌営業日）に、お客様が指定した普通預金または当座預金口座から、預金通帳および払戻請求書または小切手等によらず引落とし、取扱手数料に充当することができるものとします。
 - (2) 取扱手数料は、経済情勢の変動、取扱現金量の増減、訪問頻度の変更、その他により手数料が不相応となった場合、変更することがあります。
 - (3) 新規・解約時など、取扱日数が1ヵ月に満たない場合は、日数に応じて日割計算のうえ算出された金額を支払うものとします。
14. (損害賠償)
集配金サービスの利用にあたり、天災地変による不可抗力の損害、戦争・暴力・政治的または社会的騒乱、その他類似の事故による不可抗力の損害、法令または公権の発動による交通の差止めまたは当行の責によらない交通の渋滞等でやむを得ない場合の遅延損害、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。
15. (サービス取扱の停止)
天災地変・戦争・暴力・政治的または社会的騒乱、その他不可抗力による状況発生により、当該業務の実施が不可能であると当行が判断したときは、以降その状況の止むまでの間、サービスの取扱は停止されるものとします。
16. (有効期間)
このサービスの有効期間は、申込日から1ヵ年とし、お客様または当行から期間満了の3ヵ月前までに申し出がない限り、引き続き1ヵ年延長し以降も同様とします。
17. (解約)
このサービスの利用は、お客様または当行から解約日の3ヵ月前に申し出ることにより解約することができるものとします。ただし、当行に対する解約の通知は、当行所定の書面によるものとします。
18. (規定の準用)
この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。
19. (規定の変更)
 - (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上